

目 次

Ⅱ 養護者による虐待への対応

1 組織体制	66
2 養護者による高齢者虐待対応	66
1) 初動期段階	66
2) 対応段階	66
3) 終結段階	67
2.1 相談・通報・届出への対応	70
1) 相談・通報等受理後の対応	70
2.2 事実確認	74
1) 事実確認の必要性	74
2) 事実確認の実施方法	74
3) 事実確認に入るまでの期間	75
4) 関係機関からの情報収集	76
5) 訪問調査	77
6) 介入拒否がある場合の対応	79
2.3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、対応方針の決定	82
1) コアメンバー会議の開催	82
2) 虐待の有無の判断	83
3) 緊急性の判断	85
4) 深刻度の判断	86
5) 対応方針の決定	87
2.4 行政権限の行使等	88
1) 立入調査	88
2) 高齢者の保護	96
3) 成年後見制度の市町村長申立て	111
2.5 初動期段階の評価会議	119

2.6 情報収集と虐待発生要因・課題の整理	120
1) 対応段階における情報収集と整理	120
2) 虐待発生要因の明確化	120
3) 高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた 課題やニーズの明確化	120
2.7 対応段階の評価会議	123
1) 情報の集約・共有	123
2) 評価	123
3) 対応段階における再評価	123
2.8 最終段階	125
3 養護者支援	126
3.1 養護者（家族等）支援の意義	126
1) 養護者との間に信頼関係を確立する	126
2) 介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう	126
3) 養護者自身の抱える課題への対応	127
4) 虐待の解消、本人の安心と暮らしの安全	128
3.2 リスク要因を有する過程への支援	129
3.3 養護者支援のためのショートステイ居宅の確保	131
1) 法的根拠	131
2) 居室の確保策	131
3) 継続的な関わり	127
4 財産上の不当取引による被害の防止	132
1) 被害相談、消費生活関係部署、機関の紹介	131
2) 成年後見制度の活用	131